

各団体・機関での相談事例及び改正法施行に関する取組（報告のあったもの）

○相談事例

- ※ 山梨県聴覚障害者協会
 - ・前回申し出た都留市免許センター窓口担当がマスクをかけたまま、「私の声はわかりますか？手話通訳を通さないで直接答えてください。」と言っています。今でも続いています。

○改正法施行に関する取組

- ※ 山梨県私学教育振興会
 - ・リーフレットを会議で配布し、周知した。
- ※ 山梨県中小企業団体中央会
 - ・機関誌「中小企業組合NAVI」（毎月3800部発行）2023年8月号に情報を掲載。
 - ・内閣府や厚生労働省のリーフレットを県内290会員に配布
- ※ 山梨県生活衛生営業指導センター
 - ・各生衛組合に文書及びメールで障害者差別解消法について周知。
 - ・11月27日県大会開催時に内閣府作成パンフレット配布（125部）。
 - ・1月開催の生衛組合事務局会議において、障害者差別解消法に関する説明。
- ※ 山梨県商工会連合会
 - ・令和5年7月31日発行の機関誌「商工会やまなし」（発行部数21000部）に改正法施行に関する記事を掲載し、会員事務所（約18000事業所）に周知を図った。機関誌はHPにも掲載中である。
- ※ 甲府地方法務局
 - ・人権相談対応にあたる人権擁護委員に対し、改正法施行後のポイント等を内部研修において説明する。

○その他

- ※ 山梨県聴覚障害者協会
 - ・県知事会見には手話通訳がつくようになりましたが、テレビニュースにも手話通訳の映像を組み入れる放送はまだ実現されていません。聞こえない人の聞く、知る権利が保障されていません。差別解消が進んでいないことです。
 - ・イオンなど商業施設等に音声情報を文字情報にて掲示する対応指針はどこまで進んでいるか、その情報を教えてください。まだ改善されていません。